

令和2年第2回

多摩川衛生組合議会定例会

( 会議録 )

## 多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和2年11月13日(金) 午後2時24分
2. 場 所 多摩川衛生組合議場
3. 応 招 議 員 (16名)
- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 宮坂良子君   |
| 2番  | 佐々木貴史君  |
| 3番  | 辻村ともこ君  |
| 4番  | 谷田部一之君  |
| 5番  | 比留間利蔵君  |
| 6番  | 遠田宗雄君   |
| 7番  | 手塚としひさ君 |
| 8番  | 市川一徳君   |
| 9番  | 住友珠美君   |
| 10番 | 藤田貴裕君   |
| 11番 | 青木淳子君   |
| 12番 | 青木健君    |
| 13番 | 村上洋子君   |
| 14番 | 山岸太一君   |
| 15番 | つのじ寛美君  |
| 16番 | 北浜けんいち君 |
4. 不 応 招 議 員 な し
5. 出席説明員
- |             |        |
|-------------|--------|
| 管 理 者       | 高橋勝浩君  |
| 副 管 理 者     | 松原俊雄君  |
| 副 管 理 者     | 高野律雄君  |
| 副 管 理 者     | 永見理夫君  |
| 会 計 管 理 者   | 秋和広子君  |
| 総 務 課 長     | 大砂銀二郎君 |
| 施 設 課 長     | 加藤稔君   |
| 事 務 局 副 参 事 | 佐藤俊彦君  |
6. 会 議 書 記
- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 総 務 係 長         | 田代興大君 |
| 人 事 議 事 担 当 係 長 | 松本光君  |

---

議 事 次 第

- 第 1 議席の指定
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 管理者行政報告
  - 第 6 第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の  
認定について
  - 第 7 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多  
摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号））
  - 第 8 第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）
  - 第 9 第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の  
変更について
-

午後2時24分 開会・開議

○議長（谷田部 一之君） ただ今から、令和2年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

---

○議長（谷田部 一之君） それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

過日、組合議会議員に辞職及び辞職に伴う選出がございました。府中市選出の臼井克寿議員に替わり、比留間利蔵議員が選出されております。

多摩川衛生組合議会会議規則第3条第2項の規定に基づき、議席番号「5」とすることについてご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認めます。よって、比留間利蔵議員の議席番号は「5」と決定いたしました。

---

○議長（谷田部 一之君） 続きまして、日程第2「諸般の報告」を行います。

当議会定例会の傍聴につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴場所におきましては、議場外の指定した場所での音声のみの傍聴といたしますが、議場内での傍聴を希望される場合については、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用、手指消毒及び検温の実施という条件で議場内での傍聴を許可いたします。

また、報道関係者のカメラやフィルム撮影については「議事の進行の支障にならない範囲」及びマスクの着用など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分取った上での管理者行政報告の始まる前までといたします。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長において、7番手塚としひさ議員、12番青木健議員、15番つのだじ寛美議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会を開会するにあたりまして、10月30日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議長運営委員長（辻村 ともこ君） それでは、報告をさせていただきます。

本日の第2回「多摩川衛生組合議会定例会」の開会に先立ちまして、10月30日に議会運営委員会を開催し、本会の会期など議会運営について協議を行っておりますので、

その結果を報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定しております。

また、議会運営委員会副委員長につきましては、前任者が辞職されたため、互選により、遠田宗雄議員を選出しておりますことを報告させていただきます。

なお、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスクの着用など、皆様をお願いしているところでございますが、本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第5「管理者行政報告」について発言を許可します。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会の開会中もしくは間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和2年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年2月14日に開催されました定例会以降の組合の概況につきましてご報告を申し上げます。

初めに、平成31年度のごみ処理等の実績につきましてご報告をいたします。

可燃ごみ搬入量につきましては9万2,664トンで、そのうち組合構成4市が8万8,636トン、小金井市のごみ処理支援量は4,028トンとなっております。平成30年度と比較いたしまして全体で745トンの増で、内訳といたしましては、組合構成4市の搬入量は2,211トンの増、小金井市のごみ搬入量は1,466トンの減となっております。

不燃・粗大ごみの搬入量につきましては2,935トンで、平成30年度と比較しますと177トンの増となっております。

次に、し尿処理の状況ですが、平成31年度の投入量につきましては多摩市及び三鷹市からの受託分を含めまして2,240キロリットル。平成30年度と比較しますと40キロリットルの増となっております。

次に、発電設備の状況といたしまして、平成31年度の総発電量につきましては2,844万4,457キロワットアワーで、そのうち売電電力は1,420万7,334キロワットアワーとなり、売電収入につきましては1億6,523万190円となりました。

次に、施設の見学につきましてご報告を申し上げます。平成31年度の見学者につき

ましては小学生を中心に合計で74団体、4,301人の皆様に組合施設を見学していただきました。

以上が平成31年度のごみ処理等の実績でございます。

次に、令和2年度上半期のごみ処理等の実績につきましてご報告いたします。

可燃ごみの搬入量につきましては4万6,466トンとなっております。

不燃・粗大ごみにつきましては1,692トンが搬入されております。

し尿処理量につきましては971キロリットルとなっております。

三鷹市のし尿の処理量につきましては、令和2年度の契約量は200キロリットルでございますが、9月末現在、81キロリットルで契約量の41%となっております。

また、昨年10月の台風第19号に伴う風水害により甚大な被害のあった宮城県大崎市の災害廃棄物について、被災自治体及び受入自治体となる6者で締結した「令和元年台風第19号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」に基づき、大崎市の災害廃棄物の受け入れ処理をすることといたしました。

受け入れ処理実績につきましては、令和2年4月から10月末までに合計281トンとなっております。

次に、監査につきましてご報告を申し上げます。

令和2年6月29日に平成31年度2月分から5月分及び令和2年度4月5月分を、令和2年8月26日に令和2年度6月7月分及び平成31年度決算審査を、令和2年10月27日に令和2年度8月9月分をそれぞれ実施していただきました。

なお、平成31年度の決算につきましては、本日の議会定例会において監査委員からの審査意見書を添え、上程いたしております。

最後に、多摩川衛生組合議員等行政視察につきましては、昨年は台風第19号の影響で視察地である長野県内に甚大な被害が発生している状況等に鑑み、やむなく中止され、本年10月に延期をしたところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の予防の観点から、昨年に続き本年も中止とすることとさせていただきます。

本定例会には管理者提出議案といたしまして、平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算など4議案を提出させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、以上、ご挨拶と併せて行政報告とさせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で、管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第6「第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入

歳出決算の認定について」の提案理由を申し上げます。

議案書につづってございます決算書の4ページ及び5ページをお開きください。

平成31年度の一般会計の決算規模でございますが、歳入総額は5ページ左側の収入済額の合計欄にありますように、22億441万6,444円でございます。

次に歳出でございますが、6ページ及び7ページをお開きください。

歳出総額は7ページ左側の支出済額の合計欄にありますように、20億9,591万1,836円で、歳入歳出差引残額は6ページの欄外に記載のとおり、1億850万4,608円となっております。

以上が、平成31年度の一般会計決算額でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の決算等審査意見書を添えて、議会の認定に付するものでございます。

今後も本組合では、構成市の厳しい財政状況に鑑み、財源の的確な把握、不用額の削減など、予算の効率的かつ計画的な執行に努めてまいります。また、事業運営にあたりましては、安全性を第一に優先するとともに効率性の向上を図りながら、今後も組合職員が一丸となって取り組んでまいります。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第10号議案の補足説明について、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（大砂 銀二郎君） 「第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書につづってございます平成31年度決算書の10ページ及び11ページをお開きください。

まず、歳入でございます。11ページの左から2列目の収入済額の欄をご覧ください。第1款「分担金及び負担金」は16億4,978万2,000円で、そのうち、第1節「ごみ処理負担金」は15億8,333万2,000円、第2節「し尿処理負担金」は6,645万円となっております。負担金の合計額は歳入総額の74.8%を占めております。

第2款「使用料及び手数料」は、第1節「行政財産使用料」として559万8,420円を収入いたしております。

第3款「財産収入」は、基金預金利子といたしまして169万3,815円の収入となっております。内容といたしましては財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございます。

第4款「繰越金」は、前年度繰越金として1億5,194万726円となっております。

次に、12ページ及び13ページをお開きください。

第5款「諸収入」の3億9,124万103円のうち、第1項「預金利子」は5,828円で、一般会計等の普通預金利子でございます。第2項「雑入」第1目「雑入」は3億9,104万6,355円で、主なものといたしましては、小金井市可燃ごみ受託

処理料1億9,333万7,280円や売電料1億6,523万190円となっております。

続きまして、第2目「弁償金」では、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力発電所の事故に伴う賠償金として、組合敷地内における空間放射線量測定等に係る経費といたしまして、18万7,920円を収入いたしております。

続きまして、第6款「国庫支出金」の99万3,380円は「放射性物質汚染対処特別措置法」の適用を受け、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の交付を受けたものでございます。

次に、14ページ及び15ページをお開きください。

第7款「繰入金」では、歳出の第4款「施設建設費」の「建物等劣化診断委託」の財源といたしまして、施設整備基金から316万8,000円を収入しております。

以上、収入総額は22億441万6,444円で、予算比率といたしましては99.6%となっております。

続きまして、歳出でございます。16ページ及び17ページをお開きください。

17ページの左から2列目の支出済額の欄をご覧ください。

第1款「議会費」の支出済額は707万8,029円で、執行率は86.5%となっております。

次に、第2款「総務費」でございます。第1項「総務管理費」第1目「一般管理費」では、16ページの中段に記載がございます当初予算額が2億6,643万2,000円で、平成30年度構成4市精算金を補正予算額として1億5,194万円を計上し、予算現額は4億1,837万2,000円となっております。

17ページに移りまして、支出済額は4億102万8,536円で、執行率は95.9%、不用額は1,734万3,464円となっております。不用額の主な要因といたしましては、構成市派遣職員の給料や職員手当について、予算措置時と執行額において差額が生じたことや共済費では実際の負担率が予算措置時に設定した率よりも低かったことなどによる人件費によるものが主な要因となっております。

続きまして、20ページ及び21ページをお開きください。

中段の第2項「監査委員費」でございます。支出済額は62万8,599円で、執行率は93.4%となっております。

次に、22ページ及び23ページをお開きください。

第3款「施設運営費」でございます。第1項「ごみ処理施設費」第1目「可燃ごみ処理費」では、支出済額が11億9,958万3,394円、執行率は97.7%、不用額は2,858万2,606円となっております。

不用額の主な要因でございますが、第11節「需用費」の医薬材料費で、灰処理用薬剤計画量に対する実使用量の減によるもの、第15節「工事請負費」では、蒸気タービンに係る補修工事で検査中に蒸気タービンロータの破損が確認され、予定されていた工事が中止となり、請負金額を減額したことなどによるものでございます。

次に、蒸気タービンロータの破損により、当初予定されていた発電による所内電力が確保できず、電気事業者から電気を調達する必要が生じ、第11節中、光熱水費の電気料において予算額に不足が生じたことから、第15節「工事請負費」から不足額を補填



しております。

次に24ページ、25ページをお開きください。

第1項「ごみ処理施設費」第2目「不燃・粗大ごみ処理費」では、支出済額は1億5,643万4,095円、執行率は97.5%、不用額は395万5,905円となっております。

続きまして、第2項「し尿処理施設費」第1目「し尿処理費」でございます。支出済額は4,179万2,828円、執行率は94.3%、不用額は251万9,172円となっております。

施設運営費のご説明につきましては、以上のとおりとなります。

続きまして、26ページ及び27ページをお開きください。

第4款「施設建設費」でございます。屋根等の防水状況や擁壁等の耐震状況等を調査し、今後の延命化工事に伴う補修箇所を調査、特定するための費用といたしまして、316万8,000円を支出しております。

次に、第5款「公債費」でございます。支出済額は8,556万3,012円で、執行率は99.9%となっております。内訳といたしましては、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました灰処理設備改造工事の事業費の一部をごみ処理施設整備事業債として財政融資資金及び東京都区市町村振興基金から借り入れをしているところでございます。

次に、第6款「諸支出金」でございます。支出済額は2億63万5,343円で、執行率は86.1%となっております。内訳といたしましては、財政調整基金に560万4,410円、施設整備基金に1億9,503万9,333円を積み立てております。不用額の要因といたしましては、第2目「施設整備基金積立金」の原資としております可燃ごみ受託処理料につきまして、予定されていた受託処理料の4,700トンに対しまして、実際の受託処理量は4,028トンとなり、この受託料の減による受託料収入と予算額との差額が主な要因となっております。

次に、第7款「予備費」でございますが、平成31年度予備費の充当はございませんでした。

以上、支出総額は20億9,591万1,836円で、全体の執行率といたしましては94.7%となっております。

続きまして、29ページ及び30ページは「平成31年度多摩川衛生組合一般会計実質収支に関する調書」でございます。

次に、31ページからは「平成31年度多摩川衛生組合財産に関する調書」でございます。

32ページから33ページにかけての公有財産及び物品につきましては、平成30年度と比較いたしまして、物品の保有状況については、乗用自動車、軽貨物自動車及び高圧ガス除去装置がそれぞれ減となっております。

続きまして、34ページには基金について記載をさせていただいております。財政調整基金及び施設整備基金につきましては、前年度末から決算年度末の現金と国債の残高、決算年度中の増減高の内訳をお示しいたしております。

内容といたしましては、上段の表の財政調整基金では、平成30年度末に1,699

万89円となっておりましたが、決算年度中に560万4,410円を積み立て、決算年度末残高は2,259万4,499円となっております。

また、下段の表の施設整備基金では、平成30年度末に24億799万9,055円となっておりましたが、決算年度中の増減を差し引き、決算年度末現在高は26億2,148万4,068円となっております。

なお、一般会計との出納整理期間の違いから、先ほどご説明いたしました歳出決算事項別明細書における積立金とは金額が異なる部分がございます。

最後に、別冊で決算書と事務報告書の間に綴っております「平成31年度決算等審査意見書」をご覧ください。

令和2年8月26日に3名の監査委員による決算審査を実施していただいた結果、記載のとおり審査意見をいただき、適正な処理がなされているとお認めいただいております。

その他、平成31年度の事業報告につきましては「平成31年度事務報告書」をご覧ください。

以上で「第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第10号議案 平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第7「第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、蒸気タービンロータ破損に伴う改修に係る経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、補正予算を専決処分したことの承認を求めるものでございます。

お手元の「第11号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の

1 ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,446万5,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

歳入でございますが、繰入金で基金繰入金5,603万4,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、施設建設費でごみ処理施設整備費といたしまして5,603万4,000円の補正を計上しております。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第11号議案の補足説明について、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（大砂 銀二郎君） 「第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する暇がなかったことから、管理者の専決処分により補正をさせていただいたものでございます。

こちらにつきましては、蒸気タービンロータの破損が、令和2年2月に開催した定例会の後で羽根の取付部に破損が確認され、このまま使用した場合に発電設備全体の損傷につながりかねない状況となりました。

蒸気タービンロータを新たに製作し、取り替える必要がありましたが、製作期間中の発電ができない状況が施設稼働に必要な電気購入費用と余剰電力の売却による収入がなくなるなどによる影響を検討したところ、破損部分の羽根を削る改修を行い、出力が低下した状態でも発電を行い、その間に新たな蒸気タービンロータを作製することの方が総合的に経費の節減になることが判明いたしました。

このような経過により、電気代の日々の支出を一日でも早く抑制する必要があることから、令和2年3月に構成市の組合議員の方々に各市でご説明をさせていただき、改修に係る経費について、補正予算（第1号）として令和2年4月1日に専決処分をすることのご理解をいただいたところでございます。

お手元の議案の第11号議案書と専決処分書の写しをおめくりいただき、補正予算書の4ページ、5ページをご覧ください。

蒸気タービンロータ改修工事を施設長寿命化事業の一環として位置づけ、歳入では施設整備基金から繰入金5,603万4,000円を計上し、歳出では施設建設費で多摩川衛生組合清掃工場基幹的整備改良工事で同額を計上しております。

なお、蒸気タービンロータ改修工事につきましては、本年4月当初に着手し、6月中旬には改修が終わり、出力が最大6,000キロワットから4,600キロワットに低下した状態で、現在は発電を再開しております。

以上で「第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[ 「なし」の声あり ]

○議長（谷田部 一之君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第11号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 賛成者 挙手 ]

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第8「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」と日程第9「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、共に関連がございますので、一括して説明を受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第12号議案、第13号議案の提案理由の説明を求めます。  
管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」及び「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、一括してご説明を申し上げます。

お手元の「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の1ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,311万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億758万円とするものでございます。

また、補正予算書3ページには、蒸気タービンロータ取替工事の令和3年度分といたしまして2億960万1,000円を債務負担行為として補正することとしております。

「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、第12号議案の補正予算（第2号）におきまして、令和2年度の組織団体の負担金に変更が生じることから、多摩川衛生組規約第13条の規定により、負担金の変更をすることについて議決をいただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第12号議案、第13号議案の補足説明について、総務課長の発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（大砂 銀二郎君） 「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」及び「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

補正予算（第2号）の概要でございますが、先ほど専決処分のご承認をいただきました補正予算（第1号）にて、一日も早い発電の再開を目指して蒸気タービンロータ改修工事を行い、6月中旬には発電の再開をすることができましたが、改修工事期間中の電気代の増及び工事期間と発電出力の低下による余剰電力売払いの収入の減分を令和2年度予算で補正する必要があること。また、現在の蒸気タービンロータは、改修工事後も6,000キロワットから4,600キロワットに出力が低下している状況で、余剰電力売払いの収入の減が今後も構成市の負担金に大きく影響があることから、早急に蒸気タービンロータの取替えを行う補正予算を編成する必要があるため、一般会計補正予算（第2号）の編成をさせていただきます。

なお、蒸気タービンロータの製作から取付けにかかる期間は約13か月以上となることから、今後の発電設備における検査等の工程を考慮して、令和2年度末から令和3年度末までに製作から取付けまでを行う予算を計上し、財源を施設整備基金から繰入金としているところでございます。

この蒸気タービンロータ取替工事を行うことによって、出力は改修前の6,000キロワットに復活して、余剰電力量も復旧し、収入も改修前と同程度となる見込みでございます。

一方、補正予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止または縮小を余儀なくされている事業もあることから、当該事業費の当初予算で計上した事業費の減額補正としております。

蒸気タービンロータ取替工事の財源を除き、不足する予算の財源としては構成市の負担金を求めることとしておりますが、減額する事業費を差し引いて構成市の追加分の負担金の増を抑制することといたしております。

また、毎年度行っている前年度の構成市の負担金の精算についても併せて行わせていただいております。

続きまして、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、別添となっております桜色の表紙の横向きの資料「令和2年第2回多摩川衛生組合議会定例会議案関係資料」をご覧ください。

表紙から2枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

第12号議案関係資料でございます。

まず、歳入の構成市の負担金でございます。ごみ処理負担金とし尿処理負担金で増減がございまして、右側の補正概要の表をご覧ください。

ごみ処理負担金では、稲城市が1,900万1,000円、狛江市が1,574万3,000円、府中市が3,767万3,000円、国立市が1,604万4,000円で、合計8,846万1,000円を増額補正することとなっております。

一方、し尿処理負担金につきましては、議会費、総務費に減額補正がございまして、稲城市と狛江市におきましては負担金の減額補正が生じます。稲城市が75万4,

000円、狛江市が6万8,000円の減額補正となっております。

続いて、繰越金でございますが、平成31年度歳入歳出決算に伴う繰越金について増額補正をいたします。繰越金額1億850万4,000円を増額補正し、当初予算の1,000円と合わせて1億850万5,000円とさせていただきます。

諸収入の雑入におきましては、補正前の額といたしまして1億4,220万7,000円に対し、6,086万円の減額補正をさせていただき、補正後の予算現額は8,134万7,000円といたしております。

雑入の補正内容でございますが、減額する項目は、蒸気タービンロータを改修するまでの発電できない期間と改修後の蒸気タービン発電機の出力低下による発電量減少に伴い、売電料を当初予算から6,921万円減額することとしております。

これに対しまして、増額する項目は、令和元年台風第19号に伴う水害により被害がありました宮城県大崎市の災害廃棄物の受託処理につきまして、当初予算に計上がございませんでしたが、受入れが決定したことから、835万円を増額補正いたしております。

続きまして、繰入金といたしまして、施設長寿命化事業で令和5年度から令和6年度に予定していた蒸気タービンロータ取替工事を前倒して、令和2年度と令和3年度の2か年事業で行い、資料に記載はございませんが、事業全体の費用2億1,846万7,000円のうち、令和2年度中の工事費用の886万6,000円を増額補正とし、残りの2億960万1,000円を令和3年度までの債務負担行為としております。

なお、補正第1号の5,603万4,000円と補正第1号対象事業費の契約額が5,500万円との差でありましたことから、103万4,000円を減額補正することとし、令和2年度分の補正額として増額補正から減額補正分を差し引いた783万2,000円の増額補正としております。

次に歳出でございますが、ただいまご覧いただいている資料の裏面になりますが、歳出の4ページ左側の表をご覧ください。

初めに、議会費につきまして、令和2年度は名古屋方面への宿泊を伴う行政視察と日帰りでの浅川清流環境組合への視察を実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、両視察の中止が決定したことから、これに係る経費の旅費及びバス賃借料等の予算の全てを減額することとしております。

内訳といたしましては、旅費が76万8,000円、使用料及び賃借料が71万8,000円で、議会費総額では148万6,000円を減額補正とさせていただきます。

続きまして、総務費でございます。

組合議会主催の行政視察が中止の決定となったことで、正副管理者及び随行者の職員の旅費の減額補正を行います。

また、構成市や地元自治会とのイベントが年度途中で中止の決定がそれぞれの主催者側から通知されたことから、当初に予算計上していたイベント用消耗品の予算の全てを減額補正することといたしました。

また、令和2年度の政策的経費で計上されていた、災害時に当組合の施設の一部を構成市の予備的一時待避所として機能させるための費用を計上しておりましたが、避難所

設営に係る国のガイドラインが示すソーシャルディスタンスの確保及び感染予防対策のスペースが求められていることから、最大収容人数を当初の想定から3分の1とし、予算額においても減額とすることとさせていただいております。

金額といたしましては、一般管理費の行政視察における特別旅費で51万4,000円、需用費の消耗品費では、イベント用消耗品費と一時待避所災害備蓄消耗品関連を合わせまして612万5,000円の減額補正といたしております。

続けて、償還金利子及び割引料として平成31年度の構成市負担金精算金として歳入歳出差引額の1億850万4,000円を増額補正し、令和2年度当初予算の1,000円と合わせて1億850万5,000円となっております。

構成市別の内訳といたしましては、同じ資料の右側の中段の表となっております4市精算金となっているところをご覧ください。

円単位で申し上げますが、稲城市が3,711万3,980円、狛江市が1,831万6,368円、府中市が3,707万4,470円、国立市が1,599万9,790円、合計で1億850万4,608円となっております。

左側の表にお戻りいただきまして、総務費の監査委員費では組合議会主催の行政視察同行に係る旅費で9万6,000円を減額補正しております。

続けて、施設運営費についてご説明させていただきます。

中段の第3款「施設運営費」でごみ処理施設費でございますが「施設運営費」のごみ処理施設費の光熱水費につきましては、工事請負費から予算流用で補填を行い、補正前の予算額が5,919万4,000円となっております。今後の電気料の予算執行予定額2,005万円の増額補正を行い、補正後の予算額を7,924万4,000円といたしております。

工事請負費につきましては、光熱水費に予算流用を行った関係で補正前の予算額が6億59万1,000円となっております。光熱水費に予算流用された額に対して、今後の予算執行予定額に不足が生じる1,495万円を増額補正し、補正後の予算額としては6億1,554万1,000円とするものでございます。

続きまして、施設建設費のごみ処理施設整備費では、蒸気タービンロータ取替工事の令和2年度分として886万6,000円、資料の記載はございませんが、令和3年度分として2億960万1,000円の債務負担行為として、同事業の総額は令和2年度と令和3年度を合わせまして総額2億1,846万7,000円の事業規模の予定とする補正をするものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、先ほど管理者からご説明がありましたとおり、議案書につづられております「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の3ページに記載させていただいているところでございます。

一番最後の補正予算科目の施設建設費では、第1号補正の蒸気タービンロータ改修工事の契約額が5,500万円であるため、当初の予算額5,603万4,000円から103万4,000円を減額し、蒸気タービンロータ取替工事の令和2年度分として増額する886万6,000円と減額分の103万4,000円の差額の783万2,000円を増額補正としております。

以上が、令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）の内容となっております。

まして、補正前の18億6,446万5,000円に1億4,311万5,000円を補正し、補正後の予算額を20億758万円といたしております。

以上で、令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

続きまして「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」の補足説明を申し上げます。

別添となっております桜色の表紙の議案関係資料5ページの、今度は縦向きになります資料をご覧ください。

本件につきましては、令和2年2月の議会定例会で令和2年度歳入歳出予算の採決と同時に「令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」で議決をいただいたところでございますが、先ほどの補正予算（第2号）におきまして構成市の負担金の増減がございましたことから、多摩川衛生組合同規約第13条の規定に基づきまして改めて議案提出するものでございます。

負担金の増減額につきましては、先ほど補正予算（第2号）の歳入におきましてご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上で「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」及び「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」の提案理由の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。「第12号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いてお諮りいたします。「第13号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷田部 一之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時15分閉会



---

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長                      谷田部 一 之

多摩川衛生組合議会議員    (7)    手 塚 としひさ

多摩川衛生組合議会議員    (12)    青 木        健

多摩川衛生組合議会議員    (15)    つのじ 寛 美